

「第 60 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 7 月 30 日(金) 18 時 15 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、ただいまより第 60 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、いつものとおり、私の方から状況について報告をいたします。

次、世界各国の感染状況です。感染症につきましては世界で約 2 億人の方が感染され、約 400 万人の方が亡くなられているという状況です。

次、国内の発生状況になります。約 90 万人の方が感染をされ、約 1 万 5,000 人の方が亡くなっているという状況になります。

次、都の発生状況になります。これまで累計で、都では 21 万 610 人の方が感染をされています。このうち、一番下の欄 18 万 9,412 人の方が退院をされているという状況になります。

入院、宿泊療養、自宅療養、療養等調整中、亡くなられた方については表のとおりとなります。

次、直近の国の動きです。本日、国では第 71 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、基本的対処方針が改定をされました。

直近の都の動き、右の欄になりますが、7 月 8 日、第 59 回の対策本部会議を実施いたしました。

次、直近の都の対応になります。都では、7 月 12 日から東京都緊急事態措置を実施中であります。

次、各局の主な対応に移ります。

一番上政策企画局の欄、7 月 21 日 1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同メッセージを发出いたしました。

一番下、総務局のところです。飲食店等に対する施設の使用制限等についての要請・命令を実施しています。7 月 30 日時点での件数は、要請が 212 店舗となっております。

次、生活文化局の欄です。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内の外国人向けに、7 月 12 日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む 16 言語で発信をいたしました。

また、東京都多文化共生ポータルサイト、そして SNS にて、モニタリング会議の英語版資料を紹介しています。

広報東京都 8 月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口等について掲載をしています。

新聞一般紙 6 紙及びスポーツ紙 3 紙に、「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載しております。7 月 29 日からになります。

次、病院経営本部です。7 月 26 日から、多摩総合医療センターにワクチンの大規模接種会場を開設いたしております。

次、産業労働局の欄です。7 月 8 日に、7 月 12 日から 8 月 22 日実施分の感染拡大防止協力金、そして大規模施設に対する協力金について公表いたしました。

7 月 19 日、7 月 12 日から 8 月 22 日実施分の協力金の早期支給分の申請受付を開始しております。

次、7 月 26 日に、4 月 12 日から 5 月 11 日実施分の協力金の申請受付期間の延長について、そして、4 月 25 日から 5 月 11 日実施分の協力金、そして中小企業等に対する支援金の申請受付期間の延長について公表をいたしました。

また、同じく 7 月 26 日に、5 月 12 日から 5 月 31 日実施分、そして 6 月 1 日から 6 月 20 日実施分の協力金の申請受付を開始いたしました。

7 月 26 日、都と経済団体が連携をしたワクチン接種予約受付の開始について公表をしています。

そして、7 月 28 日、感染症対策に係る知事と経済団体との意見交換、東京商工会議所になります。意見交換を実施いたしました。

次、下の方、教育庁の欄になります。緊急事態宣言の発出に伴いまして、7 月 8 日に、都立学校におけます飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止及び夏季休業に向けた注意喚起等を実施しています。区市町村には、都の措置を参考に、対策の徹底に関して再周知をしているところです。

次、以上で、状況報告については終了いたします。

それでは各局からご発言をいただきます。

次、まず、東京都におけます緊急事態措置等の案につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは、東京都における緊急事態措置等の案についてご説明をいたします。

先ほど、政府対策本部が開催をされ、東京都に対し発出されている緊急事態宣言を 8 月 31 日まで延長することが決定されました。

これを受けて、都としての緊急事態措置等(案)を説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域ですが、都内全域でございます。期間は、7 月 12 日 0 時から 8 月 31 日 24 時までとなります。

実施内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流抑制等を柱

に、都民及び事業者に向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請です。

引き続き、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請しますが、特に、20 時以降の外出自粛や、外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することの徹底を要請いたします。

次に、事業者向けの要請等であります。現在と同様の内容といたします。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対しまして、酒類及びカラオケ設備の提供並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除き、休業の要請をいたします。

酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等に対しまして、20 時までの営業時間短縮を要請をいたします。

イベント関連施設等及び運動施設・博物館等のイベントを開催する場合がある施設に対しまして、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業の時間の短縮を要請をいたします。

次に、百貨店等の商業施設や遊技場など、参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設に対しまして、営業時間の短縮を要請をいたします。

その他の施設への要請等ではありますが、入場整理の実施の協力を始め、業種別のガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請をいたします。

次に、イベントの開催制限についてであります。

イベントの主催者等に対しまして、規模要件等に沿った、すなわち収容定員の半分かつ 5,000 人までの人数上限でのイベントの開催を要請をいたします。また、5 時から 21 時までの営業時間の短縮や、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等でございます。

職場の出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すことを要請をいたします。また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期就業・帰宅を要請をいたします。

なお、本日開催をしました感染症対策審議会におきまして、都の緊急事態措置等(案)につきましては、妥当とのご意見を頂戴しております。

総務局から以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、営業時間短縮等への協力金につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。

当局から、協力金について報告いたします。

今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、飲食店や大規模集客施設などの営業時間短縮等に対する協力金について、支給対象期間を8月末まで延長する予定でございます。

詳細は決まり次第、お知らせをいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、現在まで報告を受けてます各局の発言については以上になりますが、この場で何かご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして本部長からご発言をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【都知事】

はい。

さきほど、政府対策本部会議が開催されまして、東京都に対して、現在発出されている緊急事態宣言を8月31日の火曜日まで延長することが決定されました。

都はこの決定を受けまして、現行の緊急事態措置等を延長いたします。

今回の緊急事態宣言の延長は、現下の感染状況などを踏まえまして、国の強い警戒感と危機感のもと発出されたものと認識をいたしております。

本日の新規陽性者数につきましては、3,300人と、昨日も過去最多を更新するという極めて切迫した状況にあります。

昨日のモニタリング会議におきましても、先生方から大変厳しい状況にあるとの認識も示されております。

人流の抑制と基本的な感染防止対策を徹底して、これ以上の感染拡大を、何としても食い止めなければなりません。

この後、都民、事業者の皆様に対して改めて呼びかけを行ってまいります。

各局におかれましては、危機意識を持って、引き続き、連携を密にして、全庁一丸となつて対策に取り組んでください。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。